

内規1 山形県中学校長会 弔慰規定 (平成29年度改正)

1 現職会員について

- (1) 弔電およびご香料(10,000円)を供える。

弔電は事務局で打電、ご香料は地区で立て替え、後日事務局より送付する。

(県中事務局に報告のこと。)

- (2) 参列は地区代表とする。

(参考) ◎ 全日中：申請によって、香華料、弔電代がくる

(全日中会長名、県中が代わって打電する)

2 元会長について

- (1) 弔電およびご香料(10,000円)を供える。

- (2) 会長参列し、弔意を表する。

3 その他の場合

- (1) その他の事項については、状況に応じて幹事会にて協議する。

- (2) 緊急の場合には会長の判断による。

- 4 この経費は、一般会計より支出する。

内規2 山形県中学校長会 副会長の選出について (平成11年制定)

- 1 副会長は次の4ブロックより各1名選出し、幹事長(兼任)とあわせて5名とする。

ただし、同一地区より複数名選出しない。

村山ブロック (山形、上山、東村山、西村山)

最北ブロック (最上、北村山)

置賜ブロック (米沢、東置賜、西置賜)

庄内ブロック (田川、飽海)

- 2 ブロック内の選出法は、ブロックに一任する。

内規3 理事会が招集できない場合の書面開催について (令和2年制定)

- 1 災害、または感染症拡大等の緊急止むを得ない事情により、理事会の招集が困難な場合は、書面による理事会とすることができる。